

「失訳雑経録」研究の課題

岡部和雄

僧祐の「失訳雑経録」（正しくは「新集統撰失訳雑経録」）は、『出三蔵記集』巻四に収められている。失訳経についてはすでに道安の四録（古異経録「失訳経録」「涼土異経録」「關中異

のほば三倍あつたことになり、失訳経の有本のみでも有訳のもの二倍近くあつたことになる。僧祐は「経序」や「後記」類の蒐集に努め前代経録の記載を精査するなどあらゆる努力を傾注したにもかかわらず、翻訳事情の明らかでない経が過半を占めていたのである。

経録」の記載があつたが、僧祐はこれに含まれないもので訳者不明の経を調査し「失訳雑経録」としてまとめただのである。ここに挙げられている経の総数は一三〇六部一五七〇巻であり、うち有本ものが八四六部八九五卷、闕本ものが四六〇部六七五卷である。有本のものとは実際に書写して定林寺の経蔵中に収めえたものであり、闕本のものとは経名のみが前代経録に伝えられるのみで経の現物は入手できなかつたものである。訳者が明らかであるとして僧祐が「新集経律論録」に記載した経は、有本・闕本合わせて四五〇部一八六七卷であるから、この「失訳雑経録」所載の経がいかに多いかがわかる。すなわち部数の上では失訳のものが有訳のもの

ところが隋代の『三宝紀』などはこの膨大な失訳経群のほとんどに新たに訳者を査定した。たとえば「失訳雑経録」中から一一四部を安世高訳に、四〇経を竺法護訳に追加するという具合にある。しかしこうした訳者査定はきわめて杜撰なもので、そのほとんどは根拠のない虚構であることが近代の訳経史研究の中で明らかにされつつある。したがって「失訳雑経録」所載の諸経については、後代経録の誤つた査定をすべて排除し、白紙に還元し、あらためて訳経史研究の対象とされなければならない。本録には訳経史研究の上で多くの論議が交わされた問題の経もいくつ含まれており、それだけに本録所載経の性格や特徴が解明されることが今後の大き

な研究課題であるといえる。「失訳雑経録」の研究は、いうまでもなく個々の経についての研究を積み重ねることによつて遂行されなければならないが、そうした研究へのワンステツプとして、ここではまず「失訳雑経録」そのものの性格を考察することにした。そしてとくに僧祐が本録にどのような経を収載しようとしたのか、僧祐自身の言葉を手がかりとして検討してみることにする。

二

僧祐は本録の巻頭につきのように記している。

祐總集衆經、遍閱群錄、新撰失訳猶多卷部、声實紛糅、尤難銓品、或一本數名、或一名數本、或妄加游字、以辭繁致殊、或撮半立題、以文省成異、至於書誤益惑亂甚禁絲、故知必也正名、於斯為急矣、是以讐校歷年、因而後定、其兩卷以上凡二十六部、雖關訳人、悉是全典、其一卷以還五百余部、率抄衆經全典蓋纂、觀其所抄、多出四銜六度道地大集出曜賢愚及譬喻生經、並割品截揭(偈妙)、撮略取義、強製名号、仍成卷軸、至有題目淺拙、名与実乖、雖欲啓學、実無正典、其為愆謬良足深識、今悉標出本經、注之目下、抄略既分全部自顯、使沿波討源、還得本訳矣、尋此録失源、多有大經詳其來也、豈天墜而地涌哉、将是漢魏時來、歲久録亡、抑亦秦涼宣梵成文届止、或晋宋近出忽而未詳、訳人之闕殆由斯歟、尋大法運流世移六代、撰注群録独見安公、以此無源未足怪也、夫十二部經応病成藥、而依法淪味実可悵歎、祐所以矜軸於尋

訪、崎嶇於纂録也、但陋學諛聞多所未周、明哲大士、惠縫其闕、言貴拱璧、況法施哉。

右の要旨を整理して箇条書にすれば、つぎのようになるであらう。

- ① 失訳経は卷数、部数ともに多い。
- ② そればかりでなく、同名異本や異名同本があり、あるいは略名を用いるもの、余分の文字を付加したもの、書き誤つたものなどがあつて錯綜している。
- ③ したがつてそれらの正しい経名を確定することこそ急務である。
- ④ かくて経名の確定には数年の研究を要した。
- ⑤ さらにつぎのことが明らかとなつた。本録所載経のうち、二巻以上のものは二六部あり、訳者の名は不明であるが、いずれも独立の経である。一巻のものは五百余部あり、それらの多くは経の一部を抄出したものであり、独立の経は少ない。
- ⑥ 何から抄出したかといえば、四阿含経、六度集経、道地経、大集経、出曜経、賢愚経、譬喻経、生経などからのものが多い。
- ⑦ 抄出の仕方は、経の一品一品を独立させたり、偈頌だけをとり出したり、あるいは経の要旨だけを抜粋したりして、それに経名をつけて経の体裁を整えたものである。

⑧ しかしそれらの経名は拙劣であり、経名が内容と食い違っている場合すらある。これなどは誤りを訂正しようにも手の施しようがない。

⑨ しかし追跡可能なものについては、経名の下に何経からの抄出であるかを注記した。抄出経がどれだけあるかがわかれば、独立経の方も自然に明らかになると考えたから。

⑩ また失訳経の生れた理由を述べて、つぎのようについて。

(a) 漢魏以来久しい時代が経過しており、訳経に関する記録もすでに失なわれた。(b) 秦涼時代の訳経は梵文からの訳文を記すのみで、だれが訳したかは記録しなかつた。(c) また晋宋時代という比較的近年のものでも、訳者等の点については粗略に扱われ、事情不明のものが生じた。

⑪ 仏教が中国に伝わつた漢代このかた年久しいが、種々の文献を調査して訳経事情を記録したのは道安ただ一人である。こうしたことを考えても正体不明の経が多く出現したのに不思議はない。

⑫ 自分は調査研究して本録を編纂したが、浅学寡聞のために行きわたらない点が多いと思う。その足らざるところは補足してほしい。

三

僧祐の言葉の中でとくに注目すべきは、この録に収められ

た経のきわめて多くが、実は本来の失訳経ではなく、抄出別行された経（別生経）であるという指摘である。実際この録を通覧しても下注に「抄」の字を含む経がきわめて多いし、さらに具体的な経名を挙げて「中阿含抄」「生経抄」などとしている場合も少なくない。経の一品あるいは偈のみを別出して独立させたもの（いわゆる別生経、別行経）や経文の一部を抄撮・合様してもとの経とは異なる一経をつくりあげたものなど、抄出の仕方も多様であつた。こうした雑多な経が実は本録の主要な部分を占めていたから、単に「失訳経録」とされず、「失訳雑経録」とされたのであろう。

雑経や断片的な経をどのように目録化するかという問題は、たとえば近代における敦煌文献の整理分類の仕事を思いあわせてみても、その困難なことは想像できる。僧祐が大量の雑経のかかりのものについて、その大経をつきとめえたことは驚くべきことである。しかも若干の重複記載などの誤りを除けば、僧祐の記載はほとんど正鵠を得たものであることは、従来の研究によつても確かめられている。

ところで、抄出経といえは、「抄経録」（正しくは「新集抄経録」、「出三藏記集」巻五所収）との関連はどうであらうか。つまり抄出経であることがはっきりしている経を「抄経録」に編入せずに、なぜ「失訳雑経録」に分類したか、という問題である。結論のみをいえば、「抄経録」に編入したものは、

たとえば「抄華嚴經」「抄安般守意經」「浄土三昧抄」などのごとく経自身が抄経であることを明示しているもの、ないしは文宣王とか慧遠の場合のごとく抄経が特定の作者に帰せられる場合であり、「失訳雑経録」に編入したものは、経名に抄経であるとの明示がなく、誰が抄出したかも明らかでないものである。したがって「失訳雑経録」中の諸経は、僧祐が経の内容を探索した結果はじめて抄出経であることが判明したものであつて、経の表情そのものはあくまでも独立経であつた。そこでここに一線をひき、かれは兩録にふり分けたのである。

ついでに僧祐の抄経観にふれておきたい。僧祐が真に抄経の名に値すると考えたのは原典の抄訳のみである。訳文を刪略したものはどんなものであれ、またたとえ善意にもとづくものであつても弊害の方が大きいと見なした。「抄経録」の巻頭にはつぎのように記されている。

抄経者、蓋撮拳義要也、昔安世高、抄出修行、為大道地經、良以広訳為難、故省文略説、及支謙出經、亦有字抄、此並約写胡本、非割断成経也、而後人弗思、肆意抄撮、或棋散衆品、或爪剖正文、既使聖言離本、復令學者逐末、意陵文宣王、慧見明深、亦不能免、若相競不已、則歲代弥繁、燕黠法宝、不其惜歟、名部一成、難用刑削。

僧祐にとつて訳文からの恣意的な抄出経は法宝を損うとい

う意味で、価値的には偽経と同列と見なされた。目録製作者としては当然の考え方であつたと思われるが、長大な経が簡略なものに作りかえられ、また読誦しやすすい偈頌などで代用されることは、仏教の民衆化、通俗化という趨勢からいえば、避けられない一つの現実であつたことも確かであろう。そのような意味からいえば僧祐を手こずらせたこの「失訳雑経録」中の雑多な抄経は、中国仏教の底流を照射する上に、何らかの手がかりを提供することにならう。

四

すでにふれたように、『三寶記』が本録から竺法護訳経中に編入した経は四〇経にのぼる。そこでこの四〇経を例にとりながら、本録を研究する上で留意すべき具体的問題点を二三挙げることにしたい。

第一は重複記載の問題。僧祐の綿密な性格が逆に禍いして、同一経を重出していることがある。一例をあげれば、「犯罪経」と「犯罪罪報軽重経」は同一経の異名であるのに、僧祐は別経のごとく兩経を併出している。この重出の誤りは『法経録』に「犯罪罪報軽重経一卷^{一名犯¹⁰罪¹¹經}」とあることによつて確かめられる。このように重出の訂正は『法経録』系の分類整理目録を活用することによつて可能である。したがつて重出は確かに僧祐の誤りではあるが、異つた経の同一視

や、不注意による記載もれなどよりは、研究者にとつて不都合の度合は少ないといえよう。

つぎに抄経の問題。竺法護訳「生経」からの抄経とされる経（「蜜具経」）を例にとつて抄経と大経を初めの一部だけ対照してみよう。この「蜜具経」は幸いに「経律異相」の中に残っている。

「蜜具経」

昔有梵志、惡不覩仏、竊入他舍、大聖愍之、到其目前、欲避馳走不能自致、來詣仏所、彼時世尊、為説経法、喜心生焉、婦命仏法僧、奉受戒禁、遶仏而去、即取応器、盛満中蜜、両手擎之、（大正五三、二二二下）

「仏説蜜具経」（「生経」巻五）

爾時梵志、迷惑異道術、不信佛法、欲乱仏教、行於城中、遙見仏來、惡不欲覩、竊入他舍、得無世尊瞿曇見我、於時大聖愍傷憐之、尋到其所住於目前、欲得避去永不能得、又欲馳走不能自致、來詣仏所、彼時世尊、為説経法、尋時歎喜、善心生焉、輒婦命仏及法衆僧、奉受戒禁、遶仏三匝、稽首而退、還歸其家、即取応器、盛満中蜜、両手擎之（大正三、一〇二下）

両者を比較すれば、経文が必ずしも全同ではないが、本来同一経であつたと推定しうる。僧祐の「失訳雑経録」に

蜜具経一卷出生経

として引かれる「蜜具経」が両者のどちらであつたかはにわかには断定できないが、少なくとも梁代に「蜜具経」という抄

経が別行していたことは確実である。両者はいずれも「生経」からの抄経と呼んで不都合のないものである。

五

『三宝紀』による誤つた査定は、その後『開元録』等によつてかなり訂正されたが、訂正を施されなかつたものは現在の藏経に誤つた訳者名がつけられたまま継承されている。一例を挙げれば、「仏説離睡経」（大正一、八三七）、「仏説受歳経」（大正一、八四二）、「仏説樂想経」（大正一、八五二）、「仏説尊上経」（大正一、八八六）、「意経」（大正一、九〇一）、「仏説応法経」（大正一、九〇二）はいずれも現藏経では竺法護訳とされている。しかしこれらはかつて「失訳雑経録」に収載されていたもので、竺法護訳としたのは『三宝紀』である。これらはすべて「中阿含」の別生経であるから、僧祐が「失訳雑経録」に編入したのは、おそらく失訳経としてではなく別生経（抄経）としてであつたと思われる。そのことは

受歳経一卷抄阿含

とあることや、「応法経」と「樂想経」にそれぞれ「一卷抄」とあることから疑いない。したがつてこれらの竺法護訳が否定されるべきは勿論、梁代に存した「中阿含」の別生経として、改めて研究対象とされなければならぬ。

「失訳雑経録」中の経で現在の藏経に存するものは一六〇

經あまりあるとされる¹⁶⁾。本録の研究はこれらの現存経が貴重な資料であるが、このほかに『経律異相』等に引用された若干の逸存経が残っている。本録中の個々の経のいくつかについては先学のすぐれた研究があるが、今後は訳経史研究の立場から、本録全体の説明が切に望まれる。

- 1 『出三蔵記集』巻四に「右八百四十六部、凡八百九十五卷、新集所得、今並有其本、悉在経藏」とある。大正五五、三二上。
- 2 同じく巻四の末尾に「右合四百六十部、凡六百七十五卷、詳按群録、名数已定、並未見其本、今闕此経」とある。大正五五、三七中。
- 3 『出三蔵記集』巻二に「都合四百五十部、凡一千八百六十七卷」とある。大正五五、一三下。
- 4 林屋友次郎博士は『出三蔵記集』の国訳(『国訳一切経』和漢撰述部、史伝部一)に際して、「失訳雑経録」については『三宝紀』と『開元録』の訳者査定を注記している。
- 5 『出三蔵記集』巻四。大正五五、二一中下。
- 6 『出三蔵記集』巻十五の「道安法師伝」にも「又自漢暨晋、経来稍多、而伝経之人名字弗記、後人追尋莫測年代、安乃総集名目、表其時人、銓品新旧、撰為経録」とあり、古い時代の訳経には経題や訳者名を記録していないことが多かつたらしい。
- 7 本録の有本のものについて数えてみると、「一卷」とあるもの三七四部、「二巻抄」とあるもの一八八部、「阿含抄」(長・中・雑・増一それぞれの抄を含む)一二〇部、「六度集経抄」一四部、「道地経抄」六部、「大集経抄」一六部、「出曜経抄」

「失訳雑経録」研究の課題(岡部)

- 一八部、「生経抄」四三部などである。
- 8 抄経観については、拙稿「僧祐の疑偽経観と抄経観」(駒沢大学仏教学部論集』第二号、昭46)参照。
- 9 『出三蔵記集』巻五の「新集抄経録」。大正五五、三七下。
- 10 『三宝紀』が本録から竺法護訳に編入した四〇経についてはかつて論じた。拙稿「竺法護の訳経について」(『印仏研』一一一、昭38)。
- 11 『出三蔵記集』巻四。大正五五、二八中および二九下。
- 12 『法経録』巻五、衆律失訳。大正五五、一四〇中。
- なお、この経は「仏説犯戒罪報轻重経」として現存し(大正二四、九一〇)、安世高訳とされている。しかしこの訳者査定は『三宝紀』によるもので、根拠に乏しい。安世高に律典の翻訳があつたとは考えられない。平川彰『律蔵の研究』一九一頁、宇井伯寿『訳経史研究』四四八頁参照。
- 13 しかしこれについては、経文が全同でないとの理由で、両者を別経と見なす説もある。常盤大定『後漢より宋齊に至る訳経総録』二八三頁参照。
- 14 『出三蔵記集』巻四。大正五五、二八上中。
- 15 この六経を含む単巻の「中阿含」は、曇摩難提訳の「中阿含経」であるとする研究が発表されている。水野弘元「漢訳中阿含と増一阿含との訳出について」(『大倉山学院紀要』第二輯、昭31)および「中阿含経解題(補遺)」(『国訳一切経』阿含部六所収、昭44)
- 16 林屋、前掲書の注記による。